

# 都市計画課からのお知らせ

☎26-6867

## ○都市計画変更案の縦覧

市では、現在事業中である都市計画道路お花畑通り線について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、都市計画の案を縦覧に供します。

なお、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

**縦覧期間** 11月16日(月)～30日(月)

**縦覧場所** 都市計画課・市HP

**意見を提出できる方** 秩父市に住所を有する個人および法人

**意見の提出方法** 意見書に必要事項を記入し、都市計画課（〒368-8686 熊木町8-15）へ郵送または直接ご持参ください。

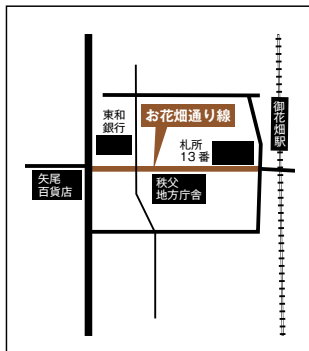
**提出期限** 11月30日(月)

## ○都市計画マスタープラン・立地適正化計画web特別展

市では安心・安全でコンパクトなまちづくりを進めるため、3年かけて都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定しています。（令和3年3月公表予定）

アンケートや、市内11カ所で開催した住民懇談会でいただいたご意見を参考に作業を進めてまいりましたが、計画の公表を前に、少子高齢化・人口減少など市の抱える課題や、近年激甚化する災害リスクなどを分かりやすく説明した特設サイトを市HP上に開設します。（本企画は、ポスターセッションとして実施する予定のものでしたが、コロナ禍によりインターネット上で開催するものです。）

**時期** 11月中旬以降 ※市HPでお知らせします。



12月1日(火)～14日(月)

## 冬の交通事故防止運動

「人も車も自転車も  
安心・安全 埼玉県」

### 運動の重点目標

①飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止

「飲酒運転しない・させない・ゆるさない」をスローガンに、秩父市から飲酒運転をなくしましょう。

②子どもと高齢者の交通事故防止

ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者の行動の特徴を理解し、思いやりのある運転を心掛けましょう。

③夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時の交通事故を防ぐため、午後4時にはライトをつけましょう。

☎市民生活課

☎26-1133



このたび、厚生労働省が委託する「地域雇用活性化推進事業」と「生涯現役促進地域連携事業」に秩父地域の1市4町が一体となり取り組むこととなりました。「地域雇用活性化推進事業」は、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域などで、地域の特性を生かして魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保を図るための取り組みを支援する事業です。「製造業分野」と「観光分野」そして、「伝統産業・林業分野」を重点分野に設定し、関係機関との

## 1市4町で雇用促進!

市長 久喜 邦康



「和を以て  
たつと  
貴しと為す」

連携のもと、各種講演会や伴走型支援を通じ魅力ある雇用の確保と地域産品のブランド化を図ります。また、求職者への支援としてセミナーの開催や合同就職面接会などを通じてマッチングを図り、地域雇用の安定化を目指します。併せて、労働力人口減少に対応するため、外国人を含めたUIJターン希望者や大学生の地域への誘導、子育て中、または子育てが一段落した女性の潜在労働力の活用を図ります。「生涯現役促進地域連携事業」では、少子高齢化が進展し、労働力不足が課題になっている中で働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指します。特に平成26年に団塊世代が65歳に到達し、多くの人が企業を退職しています。これらの方々の活躍の場を早期に整備することが必要です。製造業、介護・福祉関連業、観光業の重点業種において生じている雇用のミスマッチを解消し、秩父地域全体の高齢者雇用動向へ良い道筋を作りましょう。また、働き手となる高齢者が抱える「肉体的・体力的・時間的」制約や業種に対するイメージ、また雇う側が持つ「従来の採用したい人材像」というこだわりなど働き手と雇う側との溝を、本事業によって埋めるための支援を行いますのでご期待ください。